ゲームセンター等営業に関する
法令遵守のお願い

令和8年10月23日

警察庁生活安全局保安課

目次

1. アミューズメントポーカー店に関する規制の概要

2. アミューズメントポーカー店関連の賭博事犯の検挙事例

3. 賞金・賞品提供を規制する法令

4. 警察庁・都道府県警察による広報啓発

5. 構造及び設備の維持・広告及び宣伝の規制

6. ポーカー大会に関する許可の要否

1．アミューズメントポーカー店に関する規制の概要

アミューズメントポーカー店の営業に必要な許可

トランプ及びトランプ台を備える店舗等において、当該トランプ及びトランプ台により客に遊技をさせる営業は、 **風営適正化法第2条第1項第5号に規定するゲームセンター等営業に該当し、原則として、都道府県公安委員会に申請して許可を受ける必要** がある。

風営適正化法上の主な規制

※ 風営適正化法のほか、都道府県条例においても、必要な規制を規定

- ○ 人的欠格事由（法第4条第1項各号）
- ○ **営業所の構造及び設備の制限**（法第4条第2項第1号）
- ○ 営業地域の制限（法第4条第2項第2号）
- ○ 営業時間の制限（法第13条）
- ○ **広告及び宣伝の規制**（法第16条）
- ○ ゲーム料金の表示（法第17条）
- ○ 年少者の立入禁止の表示（法第18条）
- ○ 客引きの禁止（法第22条第1項第1号）
- ○ 午後10時以降に、18歳未満の者を客に接する業務に従事させることの禁止（法第22条第1項第4号）
- ○ 午後10時以降に、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることの禁止（法第22条第1項第5号）
- ○ 遊技チップ等を客に営業所外に持ち出させることの禁止（法第23条第1項第3号）
- ○ 遊技チップ等を保管した旨の書面を客に発行することの禁止（法第23条第1項第4号）
- ○ **遊技の結果に応じて賞品を提供することの禁止**（法第23条第2項）

《担保措置》

- 監督（報告・立入り（法第37条））
- 行政処分（指示、営業の停止等（法第25条・第26条））
- 罰則（法第49条～第58条）

・**アミューズメントポーカー店において、** **遊技結果に応じて賞金や賞品を提供する場合、刑法（賭博罪）や風営適正化法に規定する賞品提供の禁止に違反する可能性**

2. アミューズメントポーカー店関連の賭博事犯の検挙事例

事例1　ポーカー店における賭博事犯

○　アミューズメントポーカー店を経営するA男は、他のアミューズメントポーカー店の経営者らと共謀の上、自身が経営する店舗を含む複数のアミューズメントポーカー店において、客に、現金で購入させたチップを賭けてポーカーをさせ、獲得したチップに相当する賞金を、A男が理事を務める法人の口座から客の口座に「競技者支援」名目で振り込んで、ポーカー賭博を行わせた。
○　令和5年5月以降、A男を含む主催者10人を賭博開張図利罪で、賭客14人を賭博罪で逮捕するなど合計60人を検挙した。A男にあっては、懲役2年（執行猶予4年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

事例2－1　ポーカー店を舞台に行われた暴力団員による賭博事犯

○　B男が経営するアミューズメントポーカー店において、店休日の深夜帯にポーカー賭博が行われていたことから、令和7年1月以降、準暴力団員の男ら主催者3人を賭博開張図利罪で、指定暴力団傘下組織組員のC男ら賭客6人を賭博罪で逮捕するなどした。
○　また、C男が別の場所においてポーカー賭博を行わせていたことから、令和7年2月以降、C男を賭博開張図利罪で、賭客12人を賭博罪で検挙した。

事例2－2　ポーカー店経営者が行った賭博事犯

○　アミューズメントポーカー店を経営するD男が、雑居ビルの一室（上記B男が賃貸借名義人）において、ポーカー賭博を行わせていたことから、令和7年6月以降、D男を含む主催者8人を賭博開張図利罪で、B男を賭博開張図利幇助罪及び賭博罪で、賭客9人を賭博罪で検挙した。D男にあっては、懲役1年6か月（執行猶予3年）の判決が確定し、風俗営業許可を返納した。

アミューズメントポーカー店で行われるポーカーを、**違法な賭博ではなく適法な遊技と位置付ける**　ため、**引き続き風営適正化法を含む各種法令の遵守**が必要

3. 賞金・賞品提供を規制する法令（刑法）

○　刑法（明治40年法律第45号）

（賭博）
第185条　賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

（常習賭博及び賭博場開張等図利）
第186条　常習として賭博をした者は、3年以下の拘禁刑に処する。
2　**賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の拘禁刑に処する。**

・偶然の勝敗に関して財物を賭ける行為は、賭博罪に該当する可能性

例：　チップを賭けて得喪を争い、獲得チップを財物に交換すること

注意：　選手契約など名目を問わず、財物を得ている場合には、取締りの対象となる可能性



JAPAN POKER UNION

オンラインポーカー規制に関するお知らせ

Posted on *2024年9月25日*

一般社団法人日本ポーカー連盟は、警視庁の指導のもと、オンラインポーカーに関連するスポンサーシップの受け入れを控えることを決定いたしました。これに伴い、2024年10月15日以降、当連盟が協賛するすべてのポーカーイベントにおいて、オンラインポーカーに関連する紹介やプロモーション活動を行わない方針を取らせていただきます（プレイマネーサイトは除く）。

この決定は、ポーカー業界の健全な発展と、皆様にとって公正で安心な競技環境を守るための取り組みの一環です。今後も法律を遵守しながら、日本のポーカー文化が安全で信頼できるものとなるよう努力を続けてまいります。

皆様のご理解と変わらぬご支援を心よりお願い申し上げます。

一般社団法人日本ポーカー連盟

※　出典：（一社）日本ポーカー連盟ウェブサイト（https://pokerjapan.jp/onlinepoker_notification/）

3. 賞金・賞品提供を規制する法令（風営適正化法）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（遊技場営業を営む者の禁止行為）

第23条　第２条第１項第４号の営業…を営む者は、その営業に関し、 **次に掲げる行為をしてはならない。**

一・二　…

三　**遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」という。）を客に営業所外に持ち出させること。**

四　**遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。**

２　第２条第１項第４号のまあじやん屋又は同項第５号の営業を営む者は、その営業に関し、 **遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。**

３　第１項第３号及び第４号の規定は、第２条第１項第５号の営業を営む者について準用する。

・遊技の結果 ※1 に応じた賞品提供 ※2 は、風営適正化法により禁止

注意：　風俗営業を営む者以外の者が、風俗営業を営む者と意を通じて賞品提供を行った場合も、取締りの対象となる可能性

※1　遊技の結果に該当するものの例（参考：JPBA・PPCJ策定「アミューズメントポーカー店舗運用ガイドライン」）

- 店内の遊技により獲得したチップの数又はそれに応じた順位
- 店内でのトーナメント順位
- 店内の遊技の結果によって変動するランキング等の評価

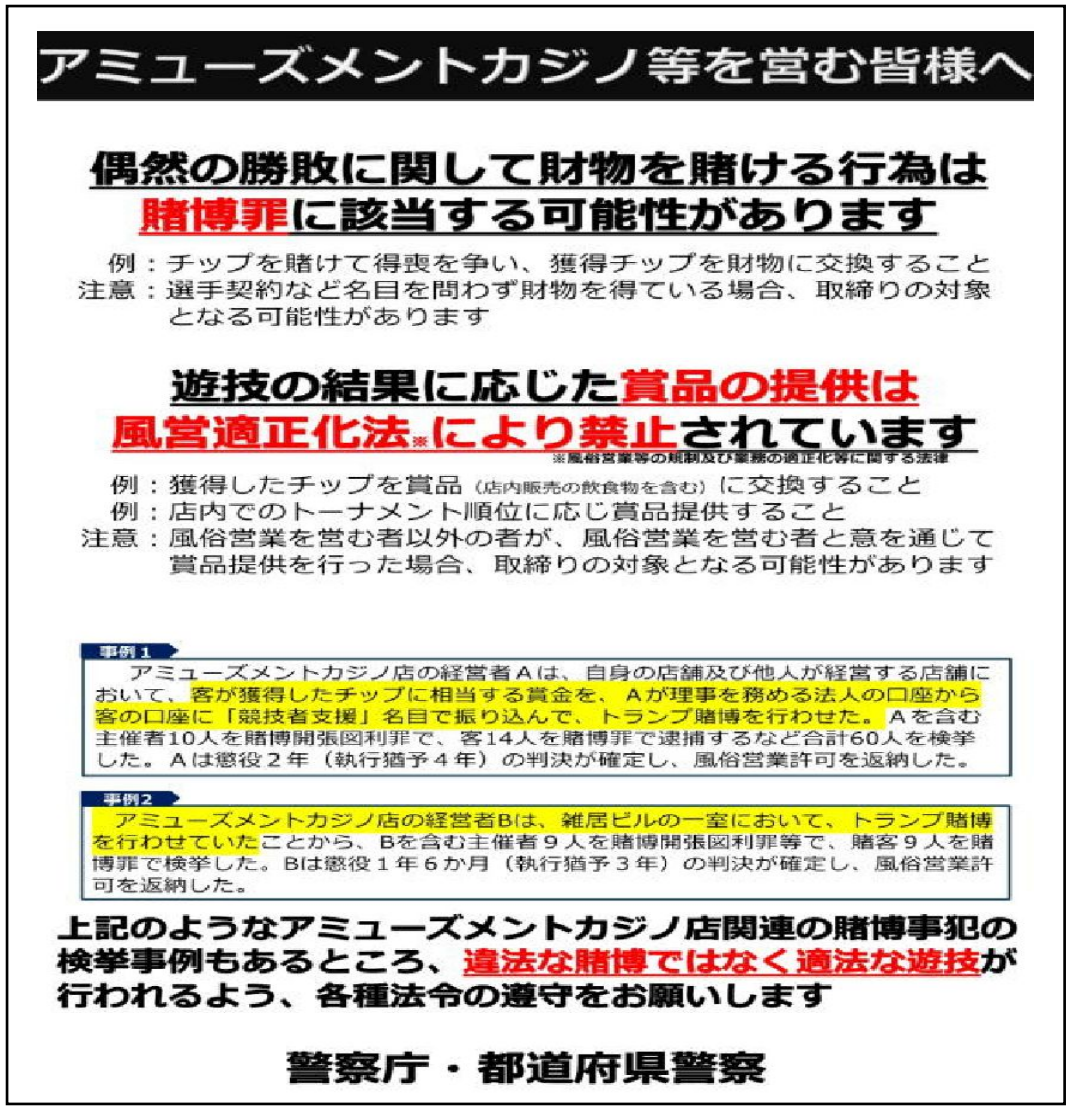
※2　賞品に該当するものの例（参考：JPBA・PPCJ策定「アミューズメントポーカー店舗運用ガイドライン」）

- 店内販売の飲食物や店内（他店を含む）の有料サービス等の対価として利用可能な店内通貨、「ポイント」その他これらに類するもの（名称の如何をとわない）
- 金券、商品券、ゲーム機器、トレーディングカードその他の財産的価値を有する物品
- 参加料を徴収するイベントの参加料の全部又は一部を免除すること又はそれを保証するチケット

4. 警察庁・都道府県警察による広報啓発



令和8年7月以降、警察庁・都道府県警察の
ウェブサイト・SNSに掲載



令和8年7月以降、都道府県警察による
営業所への立入り等に際して配布

5. 構造及び設備の維持・広告及び宣伝の規制

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（構造及び設備の維持）

第12条　風俗営業者は、**営業所の構造及び設備を、…技術上の基準に適合するように維持しなければならない。**

（広告及び宣伝の規制）

第16条　風俗営業者は、その営業につき、**営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。**

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）

（構造及び設備の技術上の基準）

第7条　…国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
法第2条第1項第5号に掲げる営業	一　客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 二　**善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物装飾その他の設備を設けない**こと。 三　客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。 四　第30条に定めるところにより計つた営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五　第32条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第15条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六　遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと。

・営業所周辺における広告・宣伝の内容や、営業所内の広告物等の内容が、営業所において著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていることを表すものである場合、規制の対象　となる。

※　広告等に関する留意事項（参考：JPBA・PPCJ策定「アミューズメントポーカー店舗運用ガイドライン」）

- 広告等を行う場合には、ポーカーの競技性、戦略性及び娯楽性を適切に伝え、マインドスポーツとしての社会的認知の向上に努めるものとする。
- 広告等において、店舗における遊技の結果に応じて賞品その他の財産的価値を有する利益が提供されるとの認識又は期待を生じさせる表示を行ってはならない。

6. ポーカー大会に関する許可の要否

アミューズメントポーカー店の営業に必要な許可

トランプ及びトランプ台を備える店舗等において、当該トランプ及びトランプ台により客に遊技をさせる営業は、 **風営適正化法第2条第1項第5号に規定するゲームセンター等営業に該当し、原則として、都道府県公安委員会に申請して許可を受ける必要** がある。

○ ポーカー大会も、**「トランプ及びトランプ台を備える店舗等において、…客に遊技をさせる営業」に該当する場合には、都道府県公安委員会に申請して許可を受ける必要** がある。

《「営業」＝「財産上の利益を得る目的をもって、同種の行為を反復継続して行うこと」》

- **営利性の判断基準**

… 大会参加者から参加料を徴収する場合、参加料（名目の如何を問わず、遊技参加に当たって支払う料金）の合計額が、大会設営費用見込額として妥当な額の合計額を上回る場合、営利性 が認められる。

※ 大会設営費用の例（参考：JeSU策定「JeSU 参加料徴収型大会ガイドライン」）
- 大会事務局の運営に要する費用
- 大会参加者の募集のための広告・宣伝費用
- 会場使用料（会場のレンタルに要する費用）
- 大会の進行スタッフの手配及び大会の進行・運営のために要する費用 等

- **継続性の判断基準**

… 短期間の大会については、2日間以上にわたって行われる場合、継続性 が認められる。
繰り返し開催される大会（1回につき1日のみ開催されるものに限る。）については、 2大会の間隔が6か月未満の場合、継続性 が認められる。

・ゲームセンター等営業の営業所において、 営業外として大会を開催する場合、営業に該当しないことに加え、通常営業との明確な区分が必要（通常営業時の遊技結果に応じた大会参加者選抜（チケット配布）等は不可）

・都道府県警察への事前説明に際し、非営利でゲームセンター等営業に該当しない場合は、 具体的金額を伴う収支計画により、参加料の合計額が大会設営費用見込額として妥当な額の合計額を下回ることの疎明を